道産建築材活用促進事業取扱要領

制定 令和6年9月25日 北海道木材産業協同組合連合会

第1 趣旨

木造率が依然として低調である中高層・非住宅建築物での道産木材の利用を拡大する ため、他の建築物への波及効果が期待される民間の非住宅建築物の工事費(木工事費分 に限る。)に対し支援することにより、建築物への道産木材の利用を促進し、地域の林 業・木材産業の振興を図る。

第2 事業の内容

北海道木材産業協同組合連合会(以下、「道木連」という。)は、道産木材の需要喚起を図るため、次の要件を満たす場合、非住宅建築物の木工事費に対し補助する。

1 事業の完了期限等

(1) 事業の完了期限は次のとおりとする。

1次募集分については、原則として令和6年(2024年)12月31日までとする。予算状況に応じて、2次募集を実施することとし、その完了期限は原則として、令和7年(2025年)1月31日までとする。

なお、「事業の完了」とは、補助対象とする木材を使用した木工事が完成し、申請者が道木連に対し実績報告書を提出することをいう。

(2) 交付の対象とする建築物は、令和5年(2023年)10月1日以降に工事に着手し、令和7年(2025)年1月31日までに木工事が完成するもので、令和6年度内に木工事が行われているものとする。

なお、「工事に着手」とは、工事請負契約を締結した時点を原則とする。

2 補助対象者

補助対象者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 道産木材を利用した建築物を施工する建築事業者
- (2) 道産木材活用宣言を行った建築事業者
- (3) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員 (暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の統制下にない建築事業者

3 補助対象建築物

補助対象建築物(非住宅に限る)は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 道内に建設する民間建築物 (建築主が国、道、市町村に該当しない建築物)
- (2) 新築・改築に必要な木材の30%以上に第2の4で示す木材を利用した建築物
- (3) 道産木材を補助対象とした国費を財源とする補助を受けていない建築物
- (4) 宗教的活動又は政治的活動の用に供されない建築物
- (5) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の活動の用に供されない建築物
- (6) 風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する業を営まれない建築物

4 補助対象工事に使用する木材

補助対象に使用する木材は、次の要件に該当する道産木材とする。

(1) 工事で主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根又は階段)に利用する木材にあっては、 日本農林規格(JAS)の格付けを受けた乾燥材とする。

ただし、主要構造部以外にあってはこの限りでない。

(2) 道木連等が実施する合法木材証明制度に基づき原木産地及び合法性が証明された木材・木材製品、または、森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出された木材・木材製品(例:森林管理協議会(FSC)、「緑の循環」認証会議(SGEC)などの認証制度)

5 普及啓発等への協力

補助対象者は、道産木材の需要喚起を図るため、次の内容について承諾し協力すること。

- (1) 建築事業者が応募に際し提出する道産木材活用宣言を道ホームページに公表すること
- (2) 建築物についての情報及び提出した写真等を道が作成する普及用資料に掲載すること
- (3) 「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度を活用し、道産木材を活用した建築物の魅力発信を 道が行うこと (HWB に登録した場合)

第3 補助対象経費及び補助上限額

補助対象経費	補助率	補助金の上限**
道産木材を利用した建築物の工事費(木工事費分に限	2分の1以内	300万円
る。)		

^{※1}棟あたりの上限額

第4 補助金交付対象の審査

道木連は、事業の採択にあたって、次の項目の内容を数値化して審査を行い、合計得 点の上位のものを優先的に採択するものとする。

なお、審査基準や配点について、審査要領を別途定めるものとする。

1 道産木材の利用量

建築物に利用する道産木材の利用量が多い建築物

2 道産木材の利用率

建築物全体の木材利用量に占める道産木材の利用率が高い建築物

3 先進技術の活用

木材加工に関する先進技術を活用した道産木材の構造部材を使用する建築物

4 森林認証材の活用

FSC、SGEC等の森林認証材(道産木材)を使用した建築物

5 道産木材の PR 手法

見学会の実施やホームページへの掲載など、道産木材の PR 効果が高い建築物

6 道産木材の波及効果

不特定多数の人が自由に見学できるなど、波及効果の高い建築物

7 道産木材の展示効果

工事完成後も、道産木材の利用状況がわかる設計となっている建築物

8 「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度の活用

工事完成後、登録手続きを行う建築物

第5 補助金交付の申込

- 1 交付を受けようとする者は、「道産建築材活用促進事業に係る補助金交付申込書(別記第1号様式)」(以下、「申込書」という。)に次の関係書類を添付し、道木連に提出するものとする
 - (1) 道産木材活用宣言書(別記第2号様式)
 - (2)施主の申込同意書(別記第3号様式)
 - (3) 工事契約書等の写し
 - (4) 平面図、パース図など(木材使用箇所やデザインが確認できるもの)
- 2 交付を受けようとする者は、申込書等の提出後に採択の要件を欠くことになった場合や、事業実施を辞退する場合には、速やかに辞退届(別記第4号様式)を提出するものとする。
- 3 交付を受けようとする者は、工事契約書等の写しについて、申し込みの段階で工事 の契約がされていない場合は、契約後速やかに提出するものとする。

第6 交付申込書の審査等

道木連は、第5の1の申込書等の提出があった場合は、書類の内容を審査し、その結果適正と認められる場合には交付対象者を決定し、「道産建築材活用促進事業申し込み結果について(別記第5号様式)」により、申込者に通知するものとする。

第7 補助金交付申請書に添付する書類

交付対象者は、第6の審査の結果、交付対象者の決定が通知された際には、速やかに「道産建築材活用促進事業補助金交付申請書(別記第6号様式)」に、建築物の設計や 仕様のわかる資料(平面図、立面図等、該当木材の使用部分が確認できるもの)を添付 し、道木連に提出するものとする。

第8 補助金交付の決定

道木連は、第7の補助金交付申請書等の提出があった場合は、書類の内容を審査し、 その結果適正と認められる場合には「道産建築材活用促進事業交付決定書(別記第7号 様式)」により、申請者に通知するものとする。

第9 実績報告書に添付する書類

交付対象者は、事業(補助対象となる木工事)が完了した場合は、速やかに「道産建築材活用促進事業実績報告書(別記第8号様式)」に次の関係資料を添付し、道木連に提出するものとする。

- 1 対象とする木材の納品書 (施工する建築物件名を記載すること)
- 2 対象とする木材の産地及び合法性が証明された木材であること、又は認証森林 から産出された木材であることが証明できるもの
- 3 交付対象とする木材のうち、主要構造部に利用する木材がJASの格付けを受けた乾燥材(含水率20%以下)であることが証明できるもの
- 4 交付対象とする建築物及び木材活用箇所が確認できる写真

第10 実績報告書の審査等

道木連は、第9の実績報告書等の提出があった場合は、書類の内容を審査し、必要に応じ現地確認を行い、その結果適正と認められる場合には補助金の交付対象額を決定し、「道産建築材活用促進事業補助金交付決定通知について(別記第9号様式)」により交付対象者に通知するものとする。

なお、現地確認を行う際は、交付対象者は協力するものとする。

第 11 補助金の交付

道木連は、補助金の交付を決定した時は、速やかに補助金を交付するものとする。

第 12 事業完了後の報告

交付対象者は、本事業により建設した施設の完成状況について、「道産建築材活用促進事業工事完成状況報告書(別記第 10 号様式)」に次の関係資料を添付し、遅滞なく道木連に提出するものとする。

- 1 交付対象とする木材が活用された現場写真(地域材等の利用状況が確認できるもの)
- 2 建築確認申請書、確認済証等写しなど建築概要がわかるもの
- 3 交付申込時に PR を行う計画をした施設について、実施状況がわかるもの
- 4 交付申請時に「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録を計画していたものについては、 登録届出の写し

附 則 この取扱要領は、令和5年9年25日から施行する。

- 一部改正 令和5年11月8日
- 一部改正 令和6年1月22日
- 一部改正 令和6年5月8日
- 一部改正 令和6年9月30日